



促をするときは、納付義務者に對し督促状を發する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を發する日から起算して二十日以上経過した日でなければならぬ。

3 事業団は、第一項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその負担金及び第五項の規定による延滞金を納付しないときは、国税の滞納処分の例により、通商産業大臣の認可を受けて、滞納処分をすることができる。

4 前項の規定による徵収金の先取特權の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

5 事業団は、第一項の規定により督促をしたときは、同項の負担金の額百円につき一日四銭の割合で、納期限の翌日からその負担金の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徵収することができる。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

(納付金)

第二十条の十 事業団は、地質構造調査のため行なつたボーリングにより金属鉱物の鉱床が発見された場合において、当該金属鉱物の鉱床が発見されたことにより利益を受ける者があるときは、政令で定めるとところにより、その利益を受ける限度において、当該ボーリングに要した費用に相当する金額の全部又は一部を納付させるものと

2 事業団は、前項の規定による納付金を徴収したときは、政令で定めるところにより、同項の規定による納付金を相当する金額を国庫、第二十条の七の負担金を支払つた都道府県及び第二十条の八の規定による負担金を納付した鉱業権者に支払わなければならぬ。

3 前条の規定は、第一項の規定による納付金に準用する。  
(土地等の立入り)

第二十条の十一 事業団は、地質構造調査のためやむを得ない必要があるときは、その職員に他人の土地又は鉱業権者若しくは租鉱権者の坑道、採鉱場、選鉱場、土石の捨場その他これらに類する施設(以下「事業場」という。)に立ち入り入ることができる。

2 事業団は、前項の規定による職員に他人の土地又は鉱業権者若しくは租鉱権者の事業場に立ち入りさせようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

3 第一項の規定により他人の土地又は鉱業権者若しくは租鉱権者の事業場に立ち入る職員は、あらかじめ土地の占有者又は鉱業権者若しくは租鉱権者に通知しなければならない。ただし、宅地若しくはかき、さく等で囲まれた土地又は鉱業権者若しくは租鉱権者の事業場に立ち入る場合を除き、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者又は鉱業権者若しく

5 第一項の規定により他人の土地又は鉱業権者若しくは鉱業権者の事業場に立ち入つてはならない。

6 事業団は、第一項の規定による立入りによつて損失を生じたときは、損害を受けた者に対し、これを補償しなければならない。

第二十条の十二 土地の占有者又は鉱業権者若しくは鉱業権者は、正当な理由がなければ、前条第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(植物の伐採)

第二十条の十三 第二十条の十一 第二十二条の十一

一項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、地質構造調査のためやむを得ない必要があつて障害となる植物を伐採しようとする場合において、その障害となる植物が山林、原野その他これらに類する土地にあつて、その伐採につてあらかじめ所有者の承諾を得ることができ。この場合においては、遅滞なく、その旨を所有者に通知しなければならない。

2 第二十条の十一第六項の規定は、前項の場合に準用する。

(鉱物等の採取)

第二十条の十四 第二十条の十一 第二十二条の十一

一項の規定により他人の土地又は鉱業権者若しくは粗鉱業権者の事業場に立ち入る職員は、地質構造調査のためやむを得ない必要があるときは、あらかじめ所有者若しくは占有者又は鉱業権者若しくは鉱権者に通知して、必要な最少限度の量に限り、鉱物又は土石を探取することができる。

2 第二十条の十一第六項の規定は、前項の場合に準用する。

(調査結果の公表等)

第二十三条の十五 事業団は、地質構造調査が終了したときは、当該地盤構造調査の結果を通商産業大臣に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第二十三条の次に次の二条を加える。

(審査請求)

第二十九条の二 事業団は、第十八条第一項の業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

第二十九条の次に次の二条を加える。

(審査請求)

第二十九条の二 この法律に基づいてした事業団の処分に不服がある者は、通商産業大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求をすることができる。

第三十二条第一号を削り、同条第二号中「第十九条第一項、第二十条第一項」を「第十八条第二項、第十九条第一項、第二十条第一項、第二十

第一号とし、同号の次に次の二号を加える。  
二 第十八条第三項又は第二十八条の通商産業省令を定めようとするとき。  
第七章中第三十三条の前に次の二条を加える。  
第三十二条の二 第二十条の十二の規定に違反して第二十条の十一第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者は、三万円以下の罰金に処する。  
二 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して同項の刑を科する。  
第三十四条第三号中「第十八条第一項」の下に「及び第二項」を加える。  
第三十五条中「金属鉱物探鉱融資事業団」を「金属鉱物探鉱促進事業団」に改める。  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内において、改正後の同条に規定する金属鉱物探鉱融資事業団は、この法律の施行の日において政令で定める日から施行する。  
第二条 改正前の第一条の規定により設置された金属鉱物探鉱融資事業団は、この法律の施行の日において改正後の同条に規定する金属鉱物探鉱促進事業団となるものとす  
(金属鉱物探鉱促進事業団の設立等)

る。  
2 改正前の金属鉱物探鉱融資事業

團法の規定によつて金属鉱物探鉱融資事業團に対してもした処分又は同法の規定によつて金属鉱物探鉱融資事業團がした手続その他行為は、改正後の金属鉱物探鉱促進事業團の規定によつて金属鉱物探鉱促進事業團がした手続その他行為とみなす。

(経過規定)

第三条 この法律の施行の際現に金属鉱物探鉱促進事業團といふ名称を用いてゐる者については、改正後の第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(登録税法の一部改正)

第四条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「金属鉱物探鉱融資事業團」を「金属鉱物探鉱促進事業團」に改め、同条第十八号中「金属鉱物探鉱融資事業團」を「金属鉱物探鉱促進事業團」に改め。

(印紙税法の一部改正)  
第五条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十二ノ三中「金属鉱物探鉱融資事業團」を「金属鉱物探鉱促進事業團」に改める。  
(所得税法の一部改正)  
第六条 所得税法(昭和二十一年法

律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「金属鉱物探鉱融資事業團」を「金属鉱物探鉱促進事業團」に改める。

(法人税法の一部改正)

第七条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「金属鉱物探鉱融資事業團」を「金属鉱物探鉱促進事業團」に改める。

(地方税法の一部改正)

第八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「金属鉱物探鉱融資事業團」を「金属鉱物探鉱促進事業團」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第九条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「金属鉱物探鉱融資事業團」を「金属鉱物探鉱促進事業團」に改める。

(行政管理庁設置法の一部改正)

第十一条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「金属鉱物探鉱融資事業團」を「金属鉱物探鉱促進事業團」に改める。

(行政管理庁設置法の一部改正)

第十三条 第二項中「金属鉱物探鉱融資事業團」を「金属鉱物探鉱促進事業團」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第五条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十二ノ三中「金属鉱物探鉱融資事業團」を「金属鉱物探鉱促進事業團」に改める。

(所得税法の一部改正)

第六条 所得税法(昭和二十一年法

金属鉱業の国際競争力の強化に資するため、金属鉱物探鉱融資事業團の業務に地質構造調査を加え、費用の負担、土地の立入りその他の地質構造調査の実施に必要な事項に関する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○福田(一)國務大臣 金属鉱物探鉱融資事業團法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

わが国の金属鉱業は、貿易の自由化を契機として、急速にその体質改善を進め、金属鉱産物の低廉かつ安定的な供給体制を確立する必要に迫られておりますことは、御承知のとうりであります。金属鉱業の体質改善の方策としては、さまざまのものが考えられます。しかし、採掘品位の向上をはかることがあります。

このため、政府におきましては、從来から中小鉱山に対し新鉱床探査費補助金を交付し、地質調査所において地質の調査を行なう等の施策を講ずるほか、昭和三十八年度には、新たに金属鉱物探鉱融資事業團を設立して、探鉱に必要な資金の貸し付けを行なうことといたしております。これらの施策につきましては、今後とも鋭意その充実をはかる方針であります。

速に促進するためには、これらの施策を実施し、優秀鉱床の賦存する可能性の高い地域の地質構造の精密な調査を提供することがぜひとも必要であります。

この法律案は、以上に申し述べました理由に基づき、金属鉱物探鉱融資事業團の業務を拡充して、これに地質構造調査を実施させることとし、その調査に必要な事項に関する規定を整備することといたしました。

この法律案は、以上に申し述べました理由に基づき、金属鉱物探鉱融資事業團の業務を拡充して、これに地質構造調査を実施させることとし、その調査に必要な事項に関する規定を整備することといたしました。

第一は、事業團の業務の拡充に伴い、その名前を「金属鉱物探鉱促進事業團」に改めるとともに、理事一名を増員することといたしました。

第二は、事業團の業務として、探鉱資金の貸し付けのほかに、地質構造の調査を加えたこととあります。この調査の実施にあたりましては、事業團

近時、探鉱技術の進歩に伴い、從来の露頭を端緒とする探鉱方法からボーリング等による潜頭鉱床の探鉱へとその重点が移行し、各企業は、多大の資金と長年月を要して探鉱を行なっておられます。しかしながら、金属鉱床の賦ります。そのため、探鉱の前段階として、組織的な地質構造調査を実施し、その結果に基づき企業が探鉱を実施するのが最も効率的な方法であると考えられます。

このような調査は、その性格上、国ないしは国に準ずる機関が実施することが適当であります。が、金属鉱物探鉱融資事業團は、探鉱の促進を目的として設立された機関でありますので、この事業團に本調査の事業を行なわせることが最も適当であり、これによつて徴収することとしたことであります。

第五は、本調査の円滑な実施をはかるため、土地の立ち入り、鉱物の採取等の規定を設けたことであります。

なお、このほか調査結果の公表、区分経理、審査請求等の規定を設けることをいたしております。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。

第五は、本調査の円滑な実施をはかるため、土地の立ち入り、鉱物の採取等の規定を設けたことであります。

いて実施計画を作成し、通商産業大臣の認可を受けることといたしております。

第三は、本調査に要する費用は、政府の補助金、都道府県の負担金及び鉱業権者の負担金をもって充てることとあります。

第四は、負担の公平という見地から、事業團が行なつたボーリングにより鉱床が発見された場合には、その発見により利益を受ける者から納付金を徴収することとしたことであります。

第五は、本調査の円滑な実施をはかるため、土地の立ち入り、鉱物の採取等の規定を設けたことであります。

第六は、本調査に要する費用は、政府の補助金、都道府県の負担金及び鉱業権者の負担金をもって充てることとあります。

第七は、本調査に要する費用は、政府の補助金、都道府県の負担金及び鉱業権者の負担金をもって充てることとあります。

第八は、本調査に要する費用は、政府の補助金、都道府県の負担金及び鉱業権者の負担金をもって充てることとあります。

第九は、本調査に要する費用は、政府の補助金、都道府県の負担金及び鉱業権者の負担金をもって充てることとあります。

第十は、本調査に要する費用は、政府の補助金、都道府県の負担金及び鉱業権者の負担金をもって充てることとあります。

第十一は、本調査に要する費用は、政府の補助金、都道府県の負担金及び鉱業権者の負担金をもって充てることとあります。

第十二は、本調査に要する費用は、政府の補助金、都道府県の負担金及び鉱業権者の負担金をもって充てることとあります。

第十三は、本調査に要する費用は、政府の補助金、都道府県の負担金及び鉱業権者の負担金をもって充てることとあります。

第十四は、本調査に要する費用は、政府の補助金、都道府県の負担金及び鉱業権者の負担金をもって充てることとあります。

第十五は、本調査に要する費用は、政府の補助金、都道府県の負担金及び鉱業権者の負担金をもって充てることとあります。

第十六は、本調査に要する費用は、政府の補助金、都道府県の負担金及び鉱業権者の負担金をもって充てることとあります。

第十七は、本調査に要する費用は、政府の補助金、都道府県の負担金及び鉱業権者の負担金をもって充てることとあります。

第十八は、本調査に要する費用は、政府の補助金、都道府県の負担金及び鉱業権者の負担金をもって充てることとあります。

第十九は、本調査に要する費用は、政府の補助金、都道府県の負担金及び鉱業権者の負担金をもって充てることとあります。

第二十は、本調査に要する費用は、政府の補助金、都道府県の負担金及び鉱業権者の負担金をもって充てることとあります。

第二十一は、本調査に要する費用は、政府の補助金、都道府県の負担金及び鉱業権者の負担金をもって充てることとあります。

第二十二は、本調査に要する費用は、政府の補助金、都道府県の負担金及び鉱業権者の負担金をもって充てることとあります。

第二十三は、本調査に要する費用は、政府の補助金、都道府県の負担金及び鉱業権者の負担金をもって充てることとあります。

第二十四は、本調査に要する費用は、政府の補助金、都道府県の負担金及び鉱業権者の負担金をもって充てることとあります。

第二十五は、本調査に要する費用は、政府の補助金、都道府県の負担金及び鉱業権者の負担金をもって充てることとあります。

第一類第九号 商工委員会議録第九号 昭和三十九年二月十八日

案の改正の内容は、現在の理事五名を三名増員をして八名にする、そういう内容になつておるようありますが、本委員会におきまして数回にわたつて質疑が行われ、特に問題となつておる点は、理事を増員するということは運営の問題である、したがつてこれは政府提案が適当ではないか、こういうことであります。この点に対する通産大臣の考え方を伺つてみたいと思う。

○福田（一）國務大臣　この問題は、一昨年来実はそういうような問題が起きておつたのでありますから、御承知のように昨年の通常国会におきましては、通産省としては三十幾つの法案を提出をいたしておりまして、なかなかそれ以上の提案をすることは非常に困難であるという事情がありましたところ、たまたま議員のほうから、この問題は議員提案としてはどうか、また、この法案自体が議員立法でできておりました等の関係もありまして、議員提案として提出されたわけであります。しかし、その後、臨時国会その他におきましても継続審議の形をとつてまいられたかと思うのでありますから、これが通過というか、御承認を得なかつたわけであります。そうして今まで引き続きの問題でござりますので、議員提案としてお出しになることについて、われわれとしてはこれに賛意を表しておるような次第でございます。

ことになつてしまひりますと、あとでこの法律案の改正が政府提案として用意されてしまう。理事の増員のごとき運営に関する問題を政府提案とせず議員提案にするということになつてしまひりますれば、あとで政府が用意をしておりますが、政府としましては、その他の面については今後考慮をいたしたい、こう考えておるところであります。

○福田(一)国務大臣 議員提案によって、運営の問題についてここで提案されておりますが、政府としましては、なつてくるわけですが、それらの点に対しても大臣はどのようにお考えになつてしまふか。

○中村(重)委員 この理事増員の提案の内容は、それはきわめて簡単な内容になつておるが、三十数件の法律案の準備もあり、提案するにあたつて非常に事務があくそうする、そういう関係があつたといたとしても、私どもが審議するにあたつては、これは同じになるわけであります。したがいまして、事務的に非常に繁雑であるからと、いうゆえをもつて議員提案にするということは、責任ある態度ではないと私は思う。数回にわたつて電発総裁あるいは田中政務次官ともいろいろ議論をしたのでありますけれども、私どもが納得をする説明がなされない。いま少しく大臣はこの法律案の必要性について、あなたがどうしても理事の増員をはからなければならぬという積極的な考え方があるとするならば、私どもが納得できるような説明をしていただきたい。

○福田(一)国務大臣 私は、実はこれいろいろ議論のあるところとは思っておりませんが、政府が用意をしておりましたが、政府としましては、その他の面については今後考慮をいたしたい、こう考えておるところであります。

ますが、立法院の議員がこの法律を提案して、そしていわゆる国政を審議していくという姿勢は、決して間違った姿ではないと思います。もちろん政府が必要に応じて法案を提出することも、これは当然であります。私は議員の方方がやはりいわゆる議員立法といいますか、議員が必要であると思うものは提案されて審議をされるということは当然である。この権利を否定することは、かえっておかしくなるのじやないかと私は思っております。だから法案を議員がお出しになつた場合においても、政府の態度を言えと言えば、賛成できるものもあるし、賛成できないものもあるでしょう。この場合において、私たちはこの案には賛成でござります、こう申し上げるわけでありまして、それは御案内のように、おととし三十幾つの法案を出しますので、なかなかここまで手が届かないと思つたところが、議員のほうで、これはぜひ必要であるから提案すべきである、こういつてお出しを願つたと考えておるのであります。そのこと自体は私は時宜にかなつたものであつたと思うのであります。それを政府が出さなかつたのは、そのとき怠慢である。こうおっしゃいますれば、確かにわれわれとしてはそこまで手が回らなかつた、といふのは言いわけになりますが、それだけしからぬとおしかりを受ければ、これはいたし方のないところであります。それで、おわびをするよりしかたがないと思いますが、議員がお出しになつたのはこの種の問題があることのほうが、いわゆる立法院の権限を高めるという

こういう感触を持っております。もちろんこれは予算に關係があるとかいろいろなことになりますと、問題がござりますけれども、これはわれわれとしても必要を認めておったところでありますので、議員立法にしていただきまして、議員立法でお出しになつたことについては、われわれとしても賛成をしておつた、こういうわけでござります。

○中村(重)委員 議員に提案権があるということはわかり切つたことなんですね。しかしこの法律案の提案にあたって、そう大臣がいま答弁されるような単純なものはない、そこに問題があるわけです。電気総裁がいろいろ本委員会へ参考人として出てきて説明をされた。私どもはどうしても理事を増員してもらわなければならぬと思っておる、だがしかし、政府も非常に忙しそうだったので、むしろ議員のほうにお願いをするということのほうがいいと思つた、そういう意味の答弁をしておられる。また田中政務次官の答弁に至つては、きわめて政府として無責任な態度であると私どもが感受されるような答弁をしておられる。だから私は、大臣に指摘をしておるわけですが、少なくともいま大臣が言われたような根本的な問題に入つて議論をするというのではなくしに、いまの政府と党が取り組んできてる態度の中から、この電気の理事事をふやすというようなことは、政府の責任ある態度として、どのように忙しい状態であつたといたしましても、当然積極的にこれに取

り組んでいくという態度こそ好ましいのではないか。そういうして複雑な法案の内容でもないのに、それほど必要を痛感をしておられるならば、なぜに政府提案をするという責任ある態度をおとりにならなかつたのか、ことを審議は私は指摘しておるわけなんです。だから大臣の明快な答弁を伺いたいし、ささらにまた理事三名を増員しなければならないという電発の内容の実態にわかつてもお答えを願いたい、そういうことで質問をしておるわけなんです。

○福田（一）国務大臣 議員立法として提案をされまして、そしてずっと引き続きそういう形で出ております。スタートのときにおいてそういう事情はありました。が、それならば議員の立法でやろうということでお出しになつておられますので、政府としても議員の皆さまの方のそういう提案権というものの尊重を申し上げ、また引き続きお出しになるということであれば、われわれは何も反対でございませんので、それでお願いをいたす、こういう気持ちで実現はこの問題を取り扱わしていただいておるわけでございます。

なお、なぜこれは必要であるかということになりますれば、今までにも提案理由その他で提案者が申し述べられておるところとわれわれは意見一致をいたしております。なお、非常に電発の仕事が時代の推移に伴つて順次複雑化し、また現在においでは、贊意を表し、そのように考えておられますので、意見を申し述べるといふうな観点で提案をされておるのでございますが、われわれもこの点についてもその必要性が増してきておるといふことでござりますれば、賛成であります。

ます、こう申し上げておるのであります。

○中村(重)委員 意見を言えといえば賛成であると申し上げるということでありますが、そういうことでいいのですか、通産大臣。運営の問題ですよ。  
理事三名を増員をしなければならないということをあなたが痛感をしておられなければ、また積極的にそれを求めるのでなければ、私どもは必要であるということをどうしても認める事はできない。この提案が成立をしなければならない、理事事をどうしても増員しなければならないという積極的なあなたの説明があつてしかるべきだと私は思う。意見を言えといえば賛成だ、そういうことであつてはならぬと私は思う。

を預かる当の責任者として、賛成であるならば、ひとつ上積額約二三〇万

るならば、もっと積極的にこれに対するその必要性を説明をしていくという態度が当然なければならない。しかも先ほどあなたは、三十数件という法案をかかえて非常に忙しかったのだ、だからして、議員立法というような話が出たので、そういうことにしてもらつたのだということをお答えになつたはずです。また私の質問も、そういう議員提案という形式の問題と同時に、理事三名を増員をしなければならぬというその実態についてもお答えを願いたいと申し上げておるつもりなんです。だからあなたは、そのような単に形式的な答弁は無責任だと私は思う。どうですか。

と与党が提案をした場合は、取り組

と与党が提案をした場合は、取り組みというものが変わつてこなければならぬと私は思う。しかも先ほど、同じようなことを繰り返すわけですからどうも、あなたは、政府が忙しかったのだと言つたのだ。だから議員提案という形でやつてもらうことになったというの経緯をお話になつた。また私どもこれを審議するにあたつて、提案者からいろいろと説明を聞いていいる。しかし、どうもその答弁が納得できない。そういうことから、参考人として電気の総裁も来てもらつた。政務次官にも数回にわたつて答弁をしてもらつたのだけれども、その法案の提案の形式の問題と同時に、その内容の問題にあたつて、その必要性というものがどうして納得いくような説明をし

ございます。そのときの政府も、いま

ございます。そのときの政府も、いま  
の池田総理大臣が大蔵大臣でしたが、  
補助説明ということでありまして、説  
明員ではありません。政府の意見を聞  
かれたら言うだけであります。そういう  
ふうに、議員立法というものは提案  
者が説明をする。形式にこだわっては  
いかぬとおっしゃいますけれども、私は  
は形式も大事だと思うのです。やはり  
議員の権限を侵すということであつて  
はいけない。だから、議員が御提案に  
なれば、説明はやはり提案者にしてい  
ただくということに相なるわけであり  
ます。ただし、これに対して政府の意  
見を求めるということありますれば、私は、それは必要であると申し上  
げておるのであります。

にあるようであります。それらの点に

にあるようあります。それらの点に  
対して、通産省としてはどのような取  
り組みをしようとしておられるのか、  
まずお答えを願いたい。

でござりますから、どうもあれでありますけれども、議員立法として提案をされたことであれば、提案者はその必要性あるいはその他をすべて御説明に相なるのが私は筋であろうかと思うのであります。そうしてそれに対して政府はどうであるかという御意見を求められれば、これに対して政府の意見を申し上げる、これが私は議員立法の姿ではなかろうかと思います。だから私は、そのことについて意見を求めておるというふうに解しまして、われわれとしてはそうお願ひしたほうがけつこうである、こう申し上げておるわけでございます。

議員が御説明になるのが筋でございま  
す。お出しになつた立法であれば、やはり  
要が悪いのかもしわざせんか  
して、そしてそれがもし通れば、それ  
を実行するのが政府の責任である、こ  
ういうふうに考へるのであります。し  
かし、その問題に関連して、これは行  
政問題であるから政府としても意見を  
述べる、こういうことでござりますれ  
ば、私としてはけつこうであります。  
こう申し上げておるのであります。  
これがどういうような経緯で提案され  
たかは別として、いやしくも議員が立  
法権を行使されて提案をされました以  
上は、これを十分尊重申し上げる姿こ  
そは政府として当然なあり方ではなか

ていたたぐことができないわけなんです。だから、大臣にその内容にわたつて説明をしてもらわなければならぬ。私どもはこれを審議するにあたつて、その行政の責任者であるあなたが、ほんとうにその三名を増員しなければならないという必要を感じられないでは、また、納得いくような説明をしてもらわなければ、この法律案を通してやむを得ない。負担が伴つてくるわけでありますから、できないのが当然であります。そのことはあなたはわかつておられるはずです。そういう形式論に終始するのではなくて、問題を十分納得するように説明をしていくことが、行政の責任者としての

要か、こううことで御質問があると思いますので、電発の事情が、当初法律ができましたときは非常に仕事の量もふえてまいりまつたし、仕事の内容も複雑化してきておりますので、そこでもやはり理事は増員をお願いいたしたい。この種のほかの事業と比べてみると、やはりこれはふやしたほうが均衡がとれるということを、おそらく提案の方もおっしゃっていられると思うのであります。私としても、政府としてもそういう考え方で賛成でござりますと、かよう申し上げておるわけあります。

競争の結果であると私は思つておる  
のであります。しかし、その過当競争  
がなぜ起つてきたかということにな  
れば、中村委員もおわかりかと思いま  
すが、設備が過剰であり、生産能力が  
多い、それをよけい使つておるという  
ことが原因だと考へておるのでござい  
ます。それを見てはわれわれのほう  
で、そんなに安くしてはいけない、高く  
いといふような——一応の基準価格  
をきめておりますけれども、それにし  
なければいけない、それをしなければ  
いう処罰をするということはでき  
ないわけだ、そしよお互いで舌をさ

○中村(重)委員 私は形式の問題だけを問うておるのでない。またあなたが、単なる形式の問題ではなくて、この議員提案の必要性、そのことを自由民主党の党員として、しかもも通産行政

うかと思つて、実はそういうふうに  
申し上げておるのでござります。

あなたの当然とするべき態度である。このように考へるわけです。どうです。

ありますので、電発の問題は留保たしまして、石油の問題に対してもうねをします。

、基準価格に合わせられるというよ  
な努力をされることが望ましいとい  
ことを申しておるところでございま  
て、これに對してこうせい、ああせ  
て、う二三、まつこら貴様方へ

は言つておらぬわけであります  
**○中村(重)委員** それでは、勧告をする  
るという意思を持つておられない、こ  
ういうことに了解してよろしいです  
か。

○加藤政府委員 かわりまして、私が  
お答え申し上げます。

標準価格を算出すること自体は、さうしたことは、石油業法の上から勧告の規定はございません。ただ標準価格を必要とするに応じまして設定し、これを公示するに応じます。されど、これが設定、公示された以上は、これをできるだけ守つていただきたいことが法の趣旨でございますので、私ども、昨年の暮れ以来、御承知のように市況がだいぶ悪くなつておりますので、これを少しでも早く標準価格に近く立て直しておきました。ただくようにという意味での政上の指導はいたしております。

○中村(重)委員 タンリン消費税に  
メーカー一段階において課す、メーカーが  
が徴収義務を持つていてるということに  
なるわけですが、現実にはどのよう  
行なわれていると思っていらっしゃい  
まへ。

○中村(重)委員 現実には末端の小売業者より販売店がガソリン消費税を徴収をしておる、こういうことになつておると思うのですが、その点はどのようにつかんでいらっしゃいますか。

○加藤政府委員 いまの御指摘の点がどういう事実があるのか、私聞いていませんが、こういう事実はあるわけ

うに、メーカー段階において、メーカー販売店が蔵出しをするときにその数量に応じて課税をいたしておるわけでございまして、この目減りした分だけは税金を返すといふ事実があるわけでございますが、いきなり御指摘のような末端で税金をかけるということは、徴税の方法としては現在は行なわれておらないわけでございります。

が、これは最終の消費者ではございませんが、元売りから特約に渡すときの値段であるということで、合計三万七千四百円というのの消費税というものは石油の中身の価格のほかに、全体の価格としてついて回る、こういう性格のものであるわけあります。

○中村(重)委員 公取にもあわせてお答え願いたいのですが、メーカー一段階では、基準価格が値くずれをするということになつてくると、いまあなたのようないよにやつておられる。ところが末端で小売り、いわゆる消費価格というものを業者間の協定をやると、お答えのように行政指導等で値段のくずれないようになりますから、これは独禁法違反になる、こういう形になるわけですね。ところがメーカーは、小売り店におろす場合はちゃんと担保をとつておらしておりますから、焦げつきになるということはまずまずない。ところが小売り販売店が消費者に販売する場合は、実際上担保をとるこというわけにはいかない。ところがたまたま焦げついたというような場合、油代だけではなくて、消費税も焦げつくことになるわけであります。その消費税を問屋に払わなければならぬ、こういう形になるわけであります。それが適当であるかどうか、また公取としてもこの実態に対してはどうのように把握され、お考えになつておられるか、まずそれらの点に対してもお答えを願いたい。

――要するに売り手のほうから請求があるということが妥当かどうかといふお話をのようでございますが、私のほうで独占禁止法で扱っております問題は、カルテルのほかにいわば公正取引の問題というわけになると思います。現在の全体のたてまえが、酒の代金の場合にも同じような考え方になつておりますが、一応消費税を込めた値段、それが即売買代金、税金というものを特に抜き出して云々ということになつておらぬというので、これがずっと過去に行なわれてきた一つの商慣習となつておりますから、いまの商慣習を應是認した段階におきまして、それすぐ公正取引というふうに考へるのは私は無理じゃないかと思います。むろそいつた場合に、この税金の転嫁というものをどう考へていくべきかということがあれば、これは別個の問題としまして一応立法的にお考へ願うより他の手段をとられるべきものではないか、公取としてはかように考へてやります。

が、通産省としては、これらの点に対してどのようにお考へになつておられるのか、まずその把握をしておられる点をひとつお答えを願いたい、こういうことでお尋ねしておるわけであります。

○加藤政府委員 先ほど申し上げましたように、ガソリン税というのは性格上消費税に該当するものでござります。これは理論としては、最終消費者がこれを負担すべきものである、こういう考え方でございます。三十九年度からさらにガソリン税等の増徴を考えられておるのであります、この増徴を一体どこが負担するかという問題につきましても、やはりいま申し上げましたような線で私ども考えておるわけであります。ただ先生御指摘の、元売りあるいは精製業者に比べて、末端の小売り店が中小企業が非常に多くて、力が弱い。これが現実の力の関係でどういうふうになつておるかということでございますが、御承知のように、現在非常に石油の精製業者間のシェア争いといいますか、過当競争的な様相を呈しておりますが、たまたま申し上げましたが、現在標準価格で小売りされております内容は、ガソリンの中身は一万一千三百円、そのほかに税金が二万六千円、合計三万七千四百円ということでおざいますが、この元売りから出す値段が相当値くずれをしておるということでおざいまして、本来最終消費者が負担すべき税金の一部を精製者が負担しておるということのも、考えようによつては言えるのですが、いか、こういうふうに存じておるわけでございまして、少なくとも現在の

時点におきまして精製業者あるいは特約店、小売り等との関係を見てみますと、むしろ精製業者のあまりにもひどい売り込み競争によって、末端の小売りは、必ずしも自分たちが消費者から徴収すべき消費税を全部負担しなくてもいいというふうな状況にあるというふうに現在の事態を認識いたしておるわけでございます。

○中村(重)委員 この問題に関してはまた後日あらためてお尋ねしますが、公取委員長に、三菱三重工の合併の問題に対してお答えを願いたいと思います。

相当シエア、占拠率が高いものが入つておるわけなんです。三〇〇あるのは四〇、五〇といったような非常に占拠率の高いものがあるのにかかわらず、これの合併を認めておられる。相当問題があつたやに伺つておるのであります、これが認可ということにしての経過または考え方を聞かしてもらいたい。

○渡邊(喜)政府委員 三重工の合併につきましては、御承知のように一つのマンモス企業ができますために、公正取引委員会としましても相当慎重な態度で臨んだつもりであります。したがいまして、まず通常三十日という期間がありますが、これは会社の承諾を得まして延長することができる、それを一応六十日になります延長してもらいました、同時に公聴会を開く、あるいは各方面の御意見も、そのほかに書面あるいは口頭で伺うといったような態度でもつて検討してみました。

シエアの面から見てみると、三重工がいろいろな仕事をしておりますだけに、相當いろいろ違った形でシエア

を示しております。  
「一番主力をなしております。造船関係は合併後大体二〇%、それから船舶修繕が二七、舶用ディーゼルが二七、舶用タービン二七、電力会社向けタービンが二四、同ボンバーが四六、工場向けタービンボンバーが四五からあるいは四二、製紙機械の長綱式が六三、トラック二十五、バス二六、こんなのがおもな数字であります。公取委員会としては、一応の目安として三〇%くらいを考えておりますが、しかし、単にそうした数字というよりも、もう少しそれぞれの仕事の性格といいますか、これもやはり範囲に入れまして、ものによっては三〇%位に至らなくてもやはり実質的な競争制限が起こる場合もあり得るだろう、あるいはそれ以上であっても必ずしもそうではない場合もあり得るだろうといったようなところで、相当突っ込んだ調査をしてまいりましたわけであります、が、共通して言えますことは、三重工が受け持つております仕事というものは、大体需要者側がそれではやはり相当の事業者であります、かなり力のあるものが多いございます。それから單に占拠率といいますだけではなくて、その会社の技術というものが相当ものをいう。したがつて、占拠率が高いということですぐに実質的な競争制限ということでもなかなか起つてきく事情にあるのではないか。それから目につきます製紙機械の、特に長綱の割合六三、これは大部分が現在の新三菱重工の持つているシェアでございまして、合併によつて三菱造船の関係でシェアが多少ふえますが、その分は一・何%というようなきわめてわずかなものであります。

それから、御承知だと思いますが現在、製紙機械につきましては通産の指導もございまして、新しい設備みんないま抑制しております。したいまして、通常の競争状態ということも認められないのじゃないかということが一つありました。ただ、私のほうとしまして気になりましたのは、新菱重工はペロイトというアメリカのペロイトと技術提携をしております。それから三菱造船はドイツのフォイトといふ会社と技術提携をしております。そこにはほかに石川島播磨が、いまちょっとと前を失念しましたが、カナダのある会社と技術提携をしております。そのほかに、まあ技術提携に値するような大きな会社があつたという点を調べてみました。が、ないことはありません。しかし、一応ペロイト、フォイトといふのは世界でも一流の会社ですから、新しい会社がこの二つの会社と技術提携をするということは、これはほかにもいろいろ問題があるうと思いますが、行き過ぎではないだろうか、将来のニューエントリーを阻止するのではないか、との点について、私のほうとしましては、会社のほうにどちらかの技術提携は離すようについてことを要請しました。会社のほうとしましていだらうか、この点について、私のほうとしましては、会社のほうにどちらかの技術提携は離すようについてをうふうな書面も来ております。

うことに決定したわけでございます。  
○中村(重)委員 具体的にお尋ねしたいことがあるわけですから、時間が長くなりますから、きょうはこれで、私は質問を留保しておきます。  
○二階堂委員長 板川正吾君。  
○板川委員 私は、電源開発促進法に関する改正提案に関連しまして、電源開発株式会社の直接の監督者である通産大臣に、二、三伺ってみたいと思う。  
第一は、この電源開発促進法というものと電発の実態というものが、どうも最初から今日までずっと、法律の方向と実態といふものが食い違つておるようを感じなりません。私ども、電源開発促進法が議員提案で出たときの事情が実はつまびらかではないのですから、大臣は当時関係しておられたようですねけれども、そこでお伺いしたいのですが、法の方向と実態とが食い違つておるだにいろいろの疑念がわいてくると思うのです。たとえば、法律では、電源開発株式会社の目的は電気の供給を増加することを目的としておる。事業の範囲は、電源開発及びこれに付帯する送電変電施設の整備をし、そうして発電施設及び送電変電施設の貸し付けまたは譲渡をする。電源開発に主眼を置いて、送電変電施設の整備をする、そしてそれを譲渡または貸し付けをする。ともかく、電気が発電の開発をしたならば、九電方に貸し付けまたは売れるというのがたまえである。しかし、その最後に、電気事業者に対する電気の供給というのがござりますから、卸売りをやってもいいということにもなるでしょう。しかしこの法律全体に流れる思想とへ

うのは、電源開発株式会社がとにかく電力を開発したならば、電力会社に貸し付けまたは売るというのがたとまらない。だから、そういうたてまえで電源開発株式会社があるというならば、理事が五名でよろしいというところは当然だと私は思う。ところが実態がそういうじゃないのです。実態がそういうなくて、開発をして、売って、あるいは貸し付けするということは一つもない。開設以来一つもなくして、そうして三号の「電気事業者に対する電気の供給」、こういう事業だけやる。それは末端の電気の小売りはしませんが、電気事業者の九電力、電力業者に電気を卸売りするという仕事をやる。そつするといま言つたように理事が五名じゃ不足だからあやそう、通産大臣もあるほどどもつともだという、こういう考え方なんです。だから法律のたてまえから言ふと、たてまえがそのまま運用されておるならば五名でいいのじやないか。開発して売るあるいは貸し付ける、運用は全部電力会社にまかせると、法律のたてまえから言ふと、法律のたてまえで電気会社が運営されているならば、理事をあやさなくしていいじゃないか、こういう議論になつておる。そちら辺が食い違いで、簡単な法律のようだけれども意外にごてごてしておるのにはそこにあるのですね。大臣はその点、どういうお考えを持ちますか。

後の経緯というのが、かなり問題があると思います。いまの九電力ができるましたのは、日発というものがあつたのがボツダム政令によって九分割されたわけでありまして、その当時の院内、当時の保守党といわば社会党といわず、院内の空気は、実をいうと分割には大体反対だったわけあります。ただれども、これはボツダム政令によつて、命令によつて九分割することにきまつたわけであります。そういう事情がございました。そこでそのときにおたりまして、九分割されたのであります。ですが、当時は電力、エネルギーが非常に必要である。そこで九電力会社ももちろん発電には努力をいたしますが、とても大規模なものなどは発電ができない、能力がないという、その場合、九電力が外国から金を借りてきてやつたらいいじゃないかという意見もあつた。同時にまた、国の金を電力会社に貸し付けるといいますか、そういう形でもいいから、とにかく発電はどうなんどんやらなくちゃいかぬじゃないか、こういう意見もあつたわけであります。しかし、個々の九つの電力会社に国の金を出資するというような姿でいうものは、いかに公益事業であるとはいひながら、どうもそこに変ないろんな請託が行なわれたり、変な利害関係から金がよけいいいつたり少なぐいつたりするというようなことがあってはいけないじゃないか。だからこの際は、いはまた公共事業と直接関係のあるようないふなものは、ひとつそういう別途に発電所をつくって、それこそに国が援助を与電を——大規模なものであるとかある発電をする分については別途にそういうふうな会社をつくって、そして発電を——

えるということによつて発電量をうんとふやすようになつてしまふ。こういうことに、事後の措置ですね、一ぺん日発が分割された事後の措置として、それよりほかは方法がないじゃないか、こういうことであります。そのときに、私は実はその当時提案理由を説明したものであります。その当時考えられておりましたのは、できるならば設備をやつたりしても実際は——もちろん設備をやつたものは譲渡したり貸し付けたりしていいのだけれども、実際は貸し付けも希望しないし、電力会社が買いたいもしないという場合があつては困るから、その場合はやはり運営するといふことも入れるべきだ、だから両建てといひますか、両方ともはつきり同じ順位に置いてきめたらいいじゃないか、こういう空気も実はあつたわけであります。ところがこれがGHQへ行つて——この法案は実はGHQのオーケーをとつて出した法案なのであります。われわれの自由でやつたわけではありません。GHQが一応こういう法案ならばよろしいということです。また当時はそういうようにGHQのオーケーがなければ議会へ提案することもできない。修正をする場合にもGHQのオーケーをとつて修正するということに相なつておつたわけでありまして、そこでいろいろの経緯はございましたが、こういうような姿において出されたというのが実相であります。そこであなたのおつしやいましたように、われわれが考えておつた目的から言えども、やはり会社の目的になります。それから業務の範囲になります。

と、いま言つた二つのことがあるのですが、当時G.H.Qでは、実を言うと、譲渡と貸し付けだけにしなさいという意見が相当強かつた。それを説得するのに——説得というか、それじゃどうもわれわれの意見と違います。そのいろいろ話をしたときに、そんなこと言つたって一部発電というのがあるじやありませんか、最小限に考えてみて、たとえば発電所を十万キロつく場合に、まず五万キロ最初につくる、あとの五万キロは一年後にできる、そうすると、全部ができる、借りにくる電力会社がある、あるいはまた買取る電力会社があるまで、先にできた五万キロの発電所は動かさないでおく、これは実に國家の資源をむだに使うことになる、当然これは売つてもいいし、そういうような発電をしていいじゃないか、そういうことがあるから絶対にこの条項は必要であるといふことになる、だからだん話をおぼしていつて、実はこの三号が入ってきたわけなのです。そういう経緯があるわけでござります。これはもう率直にその当時の事情を私申し上げてみたので、そういうことでございまして、いまおっしゃつたような意味から言えれば、条文の並べ方その他見ますと、あなたのような御質問が出るのは私は当然であると思うのであります。しかしそ実際問題といたしまして、電発はその後いろいろ発電所をつくりましたけれども、だれも買ひに来たものもなけれど、借りに来たものもないといふような状況でございまして、現実にはやはりつくった発電所の電力を電力会社に売電をいたしておるというのが、いまの実相でございます。そうなります

と、電力の供給をふやすという目的は達せられたのであります。業務の内容の一部はまだ行なわれておらないじゃないかという御疑問が出るのは、これは当然なことでござります。実態は、発電はできた、電力はふえた、その電力を電力会社に売つておるというのが、いまの電発の姿である、かようになります。考えておる次第でござります。

○板川委員 今日は海岸線近くに火力発電というコストの安い電力が開発されるようになりましたから、今日、この電源開発株式会社が開発した発電所を売つてくれ、というところはないと思います。しかしこの会社ができるからで、國家の技術を用いてやつて――そうすると建設のコストというのは実際は安いと思うのですね。安いものをなぜ電力会社が買わなかつたのですか。どうもその間があんぎでならないのです。国家の資金で、安い金利で大きい設備をつくってくれた。九電力のどこかで電力を買うならば、同時に発電施設まで法律の目的に沿うてぜひ売つてくれといつて、こちらも第一義的には売るのが目的ですから、充りましょう、あるいは貸しましょう、こういう話になつていいと思うのですが、事業範囲の二の号が会社創立以来一回も行なわれなかつたということは、どういう原因かなと実は思うのです。この間どういう事情でしょう。

金をそれに投入しますと、今度自分の発電所をつくりたいと思うところがで、きなくなるわけですね。だから、まだ電力のほうはどんどん必要になり、ますから、そこで自分のところの金は新しい発電所に投入をしていて、安い電力は電発から買っておいたほうが売電が楽だ、みんなによけい供給できる、こういうところであったと思うのであります。

○板川委員 それと、もう一つ実体法との関係ですが、この法律が最初通過するときに参議院で附帯決議をしておられるのですね。その附帯決議によると、「政府は電源開発株式会社の業務運営に関する、電気事業者に対する電力の供給に主点を置き、発電施設等の譲渡又は貸付は特殊の必要がある場合に限るよう、善処すべきである」といつて、法律の趣旨は、開発し、設備をし、譲渡または貸し付けを行なうというのが一義的な目的であるにかかからず、逆に附帯決議を参議院ではやつておる。しかも電源開発株式会社もこの趣旨を尊重して今日まで来たということになつておる。とにかく日発のときから今日まで、この法律の方向と実態といふのが、常にちぐはぐなんです。それは先ほど大臣が言われたように、当時占領下にあって、向こうの意思も尊重しなくてはならないということもあるて、実質的にはわがほうの主張をとりながらも、形式的には向こうの法律的な形式、これは向こうに譲つたという形、そうしますと、今日はこういうちぐはぐな法律であるならば、場合によつてはそういう点を実態に合うよう直したらいいんじゃないでしょうか。この点どうお考えですか。

○福田(一)國務大臣

お説のよう、参議院でこういう附帯決議がついたわけあります。当時の法律は、提案をする場合には必ずG H Qの判がなければいけない。修正をする場合にも判がなければいけなかつたようなことで、附帯決議についてはそういうことはなかったわけです。そこで、かすかながらと言ふとおかしいのであります。が、占領行政に対する非常に不満があつたわけです、院内全体において。そこでこういう附帯決議が出てきた。それに対してもうわれわれもそうだと思っておられただから、ある意味で決議が出来ます。しかば、いま法案と実態が離れておるならば直したいんじやないが、これはごともな御意見でござりますからということでお答えをしておつたというのが実相です。

○板川委員 それでは、議員立法

だからあなたのおつしやる御疑問はござります。しかば、いま法案と実態が離れておるなら直したいんじやないが、これはごともな御意見でござりますからということでお答

えをしておつたというのが実相です。

○板川委員 これは大臣は、議員立法

だから、議員のほうからひとつかかるべき直してほしい、こういうことです。

○板川委員 それは、そのおつしやいますから、政府が直すつもりがあるかとおつしやいますから、適当な時

期に政府としても直していくと考えておられます。こう申し上げたのです。何

も議員立法だから政府が修正してはい

かぬといふこともないし、政府が出したのを議員が修正していかぬというこ

ともないと思います。だから私の申し上げたのは、われわれとしても当然考

慮しなければならない、かように考

えておると申し上げたわけあります。

○板川委員 政府は、世界銀行から電

発が借款をする場合のことを考慮して

法案の一部改正を行ないたいと思つて

ております。

○福田(一)國務大臣 詳しいことは政

府委員から答弁いたせますが、これ

は私のこれに対する感じ、考え方であ

りますが、大体こういうようなこと

が、これはいますぐかと申しますと、

もう一つは、提案理由は提案者に聞いてくれということじゃないのです。

○福田(一)國務大臣 詳しいことは政

府委員から答弁いたせますが、これ

は私のこれに対する感じ、考え方であ

ります。それから、これはよくおわかりと

思いますが、大体こういうようなこと

でありますけれども、そういうような場

合には、火力のいわゆる能力を上げて

いく場合には、大体十万キロなら十万

キロのうちの九万キロなら九万キロを

落とすと一定に出していくなければならない

としてそれをカバーしていくわけであ

ります。それで水力がどうしても必要

になります。ところが、それでは、夕方に

なつてぐつと需用があえたとき困ります。

そこで、水力で一べんにずつと落

してそれをカバーしていくわけであ

ります。詳しいこと

は政府委員から答弁いたせます。

○宮本政府委員 数字的に申し上げま

すと、昭和二十六年から三十七年度ま

で、つまり先日差し上げました資料の

前年の年までの電源開発調整審議会で決

定されました着工出力、これは水力、

火力合わせまして三千六十七万キロ

ワットでございます。その中で水力は

九百六十万キロワット、したがいま

して、全開発量に対する比率は三二%

に達しております。

それから、この前お配りいたしまし

たこの資料でございますが、電力会

社、公営その他電発、全部を合わせま

して、これは二ページ目の資料をどう

九百六十万キロワット、したがいま

して、全開発量に対する比率は三二%

に達しております。

それから見合った水力発電といふもの

があつて、いざというときにぱつと水

力をあやす、こういうことが必要になら

ります。それに見合つた水力発電といふもの

があつて、いざというときにぱつと水

力をあやす、こういうことが必要になら

ります。そこでございまして、来年

度あたりは水力が減るといたしまし

て、長期的に見まして、大体四十七年

度ごろまでずっと試算をしてみまして

、もたとえばいま未解決の四国の吉野

川とかあるいは中部の揖斐川といふよ

うなもののが具体的になつてしまります

と、大体平均二〇%をこすのではない

かと考えております。

○板川委員 私の質問は以上をもつて終わります。

○二階堂委員長 次会は明十九日水曜日午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五分散会